

○二本松市入札排除基準

○二本松市入札排除基準

(平成18年4月1日施行)

(令和元年9月27日一部改正)

二本松市が発注する建設工事等の請負を希望する業者が次の各号に該当する不正又は不誠実な行為をした場合には、この基準の定めるところにより入札排除を行うものとする。

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - (4) 次のいずれかに該当すると認められる者で入札参加資格取消の日から2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でその事実のあった後2年を経過しないもの
    - ① 契約の履行にあたり、工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - ア 設計図書に基づかない悪質な材料を使用した者
      - イ 発注したものの数量若しくは品質を不正に変更した者
      - ウ 工事用材料の調合を粗悪にしたと認められる者
      - エ その他契約の履行にあたり不正のあった者
    - ② 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - ア 偽計若しくは威力をもって入札の公正な執行を妨げ起訴された者
      - イ 競争入札において公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得て起訴された者
    - ③ 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - ア 落札者の契約書作成を妨げた者
      - イ 落札者の契約保証金の納付を妨げた者
      - ウ 正当な理由なく契約者の工事の施行を妨げた者
    - ④ 契約の履行確保のための監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
      - ア 監督員又は検査員に対し脅迫を加え、職務の執行を妨げた者
      - イ 監督員又は検査員に対して暴力を加え、職務の執行を妨げた者
    - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

○二本松市入札排除基準

⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑦ 前①から⑤までいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者

3 工事等の請負、物品の買入れ、役務の提供、その他の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合においてその事実があった日から2年を経過していない者

4 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者  
附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年9月27日から施行する。